

税のお知らせ

2月の納税等

固定資産税／第4期
国民健康保険税／第8期
後期高齢者医療保険料／第8期
保育料／2月分
納期限／3月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

令和2年分の所得から給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除等に変更があります。

平成30年の税制改正によって令和2年分の所得に対する主な変更は次のとおりです。

①給与所得控除額を一律10万円引き下げられ、控除の上限が適用される収入金額および控除額も引き下げられます。

※家内労働(シルバー等)の必要経費も10万円引き下げられます。

②公的年金等控除額が一律10万円引き下げられ、さらに公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が一定以上あるかたは、公的年金等控除額が段階的に10万

給与所得控除額一覧表

変更前		変更後	
給与収入金額	給与所得控除額	給与収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% (65万円に満たない場合は65万円)	162.5万円以下	55万円
180万円超360万円以下	収入金額×30% +18万円	162.5万円超180万円以下	収入金額×40% -10万円
360万円超660万円以下	収入金額×20% +54万円	180万円超360万円以下	収入金額×30% +8万円
660万円超1,000万円以下	収入金額×10% +120万円	360万円超660万円以下	収入金額×20% +44万円
1,000万円超	220万円	660万円超850万円以下	収入金額×10% +110万円
		850万円超	195万円

※給与収入と公的年金等の収入がどちらもあるかたで、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合は給与と所得の金額から次の計算式により計算した金額を控除
給与所得控除後の給与等の金額
(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

公的年金等控除額の一覧表

変更前			変更後			
年齢	公的年金等収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 制限なし	年齢	公的年金等収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
65歳以上	330万円以下	120万円	65歳以上	330万円以下	110万円	1,000万円以下
	330万円超410万円以下	(B)×25%+37.5万円		330万円超410万円以下	(B)×25%+27.5万円	1,000万円超2,000万円以下
	410万円超770万円以下	(B)×15%+78.5万円		410万円超770万円以下	(B)×15%+68.5万円	2,000万円超
	770万円超	(B)×5%+155.5万円		770万円超1,000万円以下	(B)×5%+145.5万円	
	—	—		1,000万円超	195.5万円	
65歳未満	130万円以下	70万円	65歳未満	130万円以下	60万円	
	130万円超410万円以下	(B)×25%+37.5万円		130万円超410万円以下	(B)×25%+27.5万円	
	410万円超770万円以下	(B)×15%+78.5万円		410万円超770万円以下	(B)×15%+68.5万円	
	770万円超	(B)×5%+155.5万円		770万円超1,000万円以下	(B)×5%+145.5万円	
	—	—		1,000万円超	195.5万円	

③所得税額調整控除の創設
給与収入が850万円を超える
と増税になることを受け、介護
や子育て世代の負担が増えない
よう新たに「所得金額調整控除」
ができました。

●条件

- ・給与収入が850万円を超える。
- ・次のいずれかに該当する。
- ⅰ本人が特別障害者である。
- ⅱ23歳未満の扶養親族がいる。
- ⅲ特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる。

●計算式

控除額Ⅱ

(給与等の収入金額(年収) - 850万円) × 10%

④基礎控除額の増額

①および②による一律10万円の控除額引き下げに伴い基礎控除が10万円増額されます。ただし、年収が一定以上あるかたは、段階的に基礎控除額が減少します。





⑤ 配偶者控除・扶養親族等の合計所得金額の要件見直し
① および ② により所得額が増加するため同一生計配偶者等の対象要件が変更されます。

基礎控除額一覧表

変更前	
前年の合計所得金額	控除額
制限なし	33万円(38万円)

※()内は所得税の場合

変更後	
前年の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円(48万円)
2,400万円超2,450万円以下	29万円(32万円)
2,450万円超2,500万円以下	15万円(16万円)
2,500万円超	0円(0円)

※()内は所得税の場合

配偶者控除・扶養親族等の合計所得金額の要件見直し

変更前	
控除等内容	要件(合計所得金額)
配偶者控除及び扶養控除	38万円以下
配偶者特別控除	38万円超123万円以下
勤労学生控除	65万円以下
障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置	125万円以下
均等割非課税基準	28万円×(本人+扶養者数※1)+16.8万円※2以下の者
所得割非課税基準	35万円×(本人+扶養者数※1)+32万円※2以下の者

※1 扶養者数は同一生計配偶者及び扶養親族数

※2 扶養者数が1以上の場合に加算される額

変更後	
控除等内容	要件(合計所得金額)
配偶者控除及び扶養控除	48万円以下
配偶者特別控除	48万円超133万円以下
勤労学生控除	75万円以下
障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置	135万円以下
均等割非課税基準	28万円×(本人+扶養者数※1)+16.8万円※2+10万円以下の者
所得割非課税基準	35万円×(本人+扶養者数※1)+32万円※2+10万円以下の者

※1 扶養者数は同一生計配偶者及び扶養親族数

※2 扶養者数が1以上の場合に加算される額

● 問合せ先
総務部税務課

ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

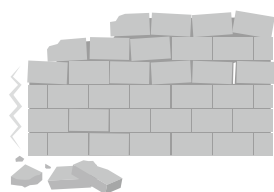
● 補助限度額
10万円

● 補助対象
村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

● 補助対象期限
令和4年3月31日

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。

● 問合せ先
開発部建設課



空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設しましたので、ご利用ください。

● 受付時間
平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

● 問合せ先
愛知県宅地建物取引業協会

☎ 052-522-5221 2567

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！

空き家総合相談窓口

ご案内

☎ 052-522-2567

- 空き家の売買
- 空き家の管理
- 空き家の解体
- 住宅診断
- 税金・法律関係
- …など

まずはご相談ください！

建物の劣化化 賃貸・発生環境の悪化 火災による火事・火災 不審な(動物)の侵入